

議案第149号

宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 宝塚市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第12号)新旧対照表(第1条による改正関係)

| 現行 | 改正案 |
|--|--|
| <p>(勤勉手当) 第20条第1項・第2項 (略)</p> <p>3 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前2項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の85</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前2項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の40</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>4・5 (略)</p> <p><u>別表第1(第3条関係)</u> (略)</p> <p>別表第3(第6条関係) <u>(略)</u></p> | <p>(勤勉手当) 第20条第1項・第2項 (略)</p> <p>3 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前2項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の95</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前2項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の45</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>4・5 (略)</p> <p><u>別表第1(第3条関係)</u> (略)</p> <p>別表第3(第6条関係) <u>(略)</u></p> |

宝塚市一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表（第2条による改正関係）

| 現行 | 改正案 |
|---|---|
| <p>(勤勉手当)</p> <p>第20条第1項・第2項 (略)</p> <p>3 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前2項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の95</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前2項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の45</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(給与からの控除)</p> <p>第24条第1号～第10号 (略)</p> | <p>(勤勉手当)</p> <p>第20条第1項・第2項 (略)</p> <p>3 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前2項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の90</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前2項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の42.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(給与からの控除)</p> <p>第24条第1号～第10号 (略)</p> <p><u>(11) 確定拠出年金法(平成13年法律第88号)に基づく個人型年金の掛金</u></p> |